

第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号
新大宗ビル8階 FORUM8（フォーラムエイト）
コンファレンスルームB

第80回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	12
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38
株主総会会場ご案内図	

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」については、次ページをご覧ください。

株式会社ナカヨ

証券コード：6715

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

本年株主総会における新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、事前の書面又はインターネットによる議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会当日のご来場におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては、時間短縮のため、報告事項のご説明を簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyc.co.jp/>) にてお知らせいたします。

証券コード6715
2021年6月8日

株 主 各 位

群馬県前橋市総社町一丁目3番2号
株式会社ナカヨ
代表取締役社長 谷 本 佳 己

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号
新大宗ビル8階 FORUM8 (フォーラムエイト)
コンファレンスルームB
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyc.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」となります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時

場所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号
新大宗ビル8階 FORUM8 (フォーラムエイト)
コンファレンスルームB
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2. 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」
「仮パスワード」の入力が不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月23日（水）

午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 画面の案内に従って賛否をご入力する



議案賛否方法の選択

票〇回定時総会
開催日 〇〇年〇月〇日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

[確認画面へ](#)

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

[賛否行使画面へ](#)

[議案内容](#)

[議案内容\(英文\)](#)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

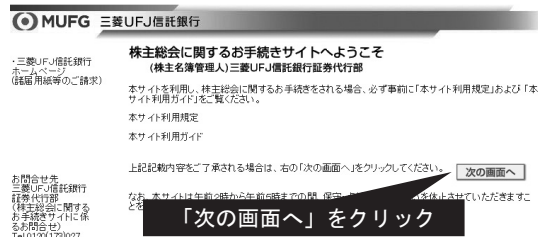
2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

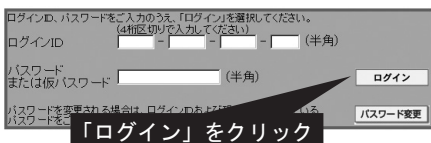


ログインID・仮パスワードを入力する方法

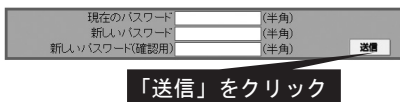
1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票(右側)に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>




ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配当の実現と市場競争力の維持や収益の向上に不可欠な設備投資、研究開発等を実行するための内部資金の確保を念頭に、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、連結配当性向30%程度を目安に、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 40円

総額 177,387,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	谷本 佳己	代表取締役社長	再任
2	加藤 英明	取締役 常務執行役員管理統括本部長 中興香港有限公司董事	再任
3	貫井 俊明	取締役 常務執行役員営業統括本部長兼西日本支社長 ナカヨ電子サービス株式会社取締役 NYCソリューションズ株式会社取締役	再任
4	原 和弘	取締役 常務執行役員業務本部長	再任
5	北 寿郎	社外取締役 同志社大学大学院ビジネス研究科教授	再任 社外 独立
6	江口 武夫	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

たに もと よし じ
谷本 佳己

再任

生年月日

1952年3月25日

所有する当社株式の数

28,323株

取締役在任年数

12年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当

- 1976年4月 日本電信電話公社入社
1987年1月 日本電信電話株式会社企業通信システム事業本部製造業第二システム事業部担当部長
1990年3月 同社企業通信システム事業本部開発部担当部長（SI技術室システム企画グループ）
1999年1月 同社長距離国際会社移行本部ソリューション事業部第二営業部担当部長（ネットワークエンジニアリングチーム）
1999年7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ソリューション事業部企画部バリューディベロップメント室長
2004年6月 エヌ・ティ・ティ・ファネット・システムズ株式会社代表取締役社長
2009年6月 当社代表取締役社長（現任）
2010年6月 ナカヨ電子サービス株式会社取締役

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

谷本佳己氏は、当社代表取締役社長として経営全般に関する豊富な経験と実績を有し、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

か とう ひで あき
加藤 英明

再任

生年月日

1958年8月1日

所有する当社株式の数

8,432株

取締役在任年数

4年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当

- 1981年3月 当社入社
2005年3月 当社総務部長
2009年7月 当社人事法務部長
2010年6月 当社執行役員管理統括本部長兼人事法務部長
2010年8月 中興香港有限公司董事（現任）
2014年6月 当社常務執行役員管理統括本部長兼人事法務部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

中興香港有限公司董事

取締役候補者とした理由

加藤英明氏は、総務・人事・法務・財務等の管理部門の担当役員として豊富な経験と実績を有し、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

ぬく い とし あき
貫井 俊明

再任

生年月日

1963年3月3日

所有する当社株式の数

6,080株

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当

1985年4月 当社入社
2005年6月 ナカヨ電子サービス株式会社執行役員新市場開拓部長
2011年1月 同社執行役員東京支店長
2016年7月 当社執行役員第一営業部長
2017年6月 当社常務執行役員営業統括本部長兼第一営業部長兼西日本支社長
2017年6月 ナカヨ電子サービス株式会社取締役（現任）
2017年6月 NYCソリューションズ株式会社取締役（現任）
2018年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長兼第一営業部長兼西日本支社長
2018年7月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長兼西日本支社長（現任）

重要な兼職の状況

ナカヨ電子サービス株式会社取締役
NYCソリューションズ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

貫井俊明氏は、営業部門の担当役員として豊富な経験と実績を有し、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

はら かず ひろ
原 和弘

再任

生年月日

1962年11月18日

所有する当社株式の数

4,747株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当

1981年4月 当社入社
2012年5月 当社生産技術部長
2014年6月 当社執行役員生産技術部長
2016年4月 当社執行役員生産技術部長兼精機部長
2017年4月 当社執行役員生産技術部長兼精機部長兼ものづくりサポートセンター長
2018年6月 当社常務執行役員業務本部長兼生産技術部長兼精機部長兼ものづくりサポートセンター長
2018年10月 当社常務執行役員業務本部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

原和弘氏は、生産部門の担当役員として豊富な経験と実績を有し、当社の持続的な成長と企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に期待できることから選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

きた とし ろう
北 寿郎

再任
社外
独立

生年月日

1952年1月1日

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数

7年

取締役会出席状況

12/13回

候補者番号 6

え ぐち たけ お
江口 武夫

再任
社外
独立

生年月日

1944年7月17日

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数

6年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当

1976年4月 日本電信電話公社入社
1997年4月 同社研究開発本部広報渉外部門長
1999年2月 同社コミュニケーション基礎科学研究所知能情報研究部長
2001年2月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ソリューション事業部理事
2004年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授（現任）
2013年4月 同ビジネス研究科研究科長
2014年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

同志社大学大学院ビジネス研究科教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

北寿郎氏は、通信業界出身である大学教授として、当社の主要ビジネスである情報通信分野に精通し、専門的な知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、長年にわたる業界に関する豊富な経験や知見を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

略歴、当社における地位、担当

1967年4月 ソニー株式会社入社
1985年4月 同社情報機器事業本部映像第2事業部長
1992年4月 同社情報機器事業本部企画部長
1995年6月 同社取締役
1996年4月 同社イメージ&サウンドコミュニケーションカンパニープレジデント
1997年6月 同社執行役員常務
2000年2月 同社e-プリントカンパニープレジデント
2006年9月 同社退職
2015年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江口武夫氏は、大手電機メーカーにおいてネットワーク端末対応機器の製品開発に従事し、企業経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北寿郎及び江口武夫の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、北寿郎及び江口武夫の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、北寿郎及び江口武夫の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定であります。

以 上

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済活動が制限され、日本経済に大きな影響を与えております。その後、日本経済が段階的に動き出しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の拡大による第四波の到来等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの関連するICT市場は、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するテレワーク等新たなビジネススタイルへの移行に向けて、通信インフラ関連の需要は増加しています。また、第5世代移動通信システム(5G)の関連設備等の増加が期待でき、成長の拡大が見込まれているものの、当社の主力商品であるビジネスホン関連の設備投資においては、リプレイス需要が中心であり大幅な売上増加が見込めない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって対面での営業活動や設置工事が制限を受け、着工件数等減少傾向にあります。

このような状況下で、当社グループは2018年4月からスタートした「第四次中期経営計画」の最終年度を迎え、2020年12月25日に公表しております「業績予想及び配当予想ならびに中期経営計画の経営数値目標の修正に関するお知らせ」のとおり経営数値目標の修正を実施いたしました。第四次中期経営計画では、『お客様のビジネスの発展をサポートする会社』を目指し、重点課題である「事業規模の拡大」と「経営体質の強化」に取り組んでまいりました。

「事業規模の拡大」に向けては、新型コロナウイルス感染症予防として、テレワークの機能を強化したNYC-Si エンハンスStep7の発売やwithコロナを見据えた商品提供を行い、営業強化に努めております。引き続き更なる成長発展を目指して、従来型の商品提供と共に、サポートサービスの拡充や、IoT関連の商品開発・機能強化を継続してまいります。「経営体質の強化」においては、スマート工場化や製造革新活動、管理部門によるRPAツールの導入・運用等により生産性の向上に

注力してまいります。

SDGsやESGへの取り組みについても重要な経営課題として認識しており、当社グループの中長期的な成長による持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループでは、対面での営業活動の他にお客様向けに新商品紹介の展示会やセミナーをWeb上で行う「NAKAYO ウェビナー」を開催する等の営業活動を行ってきたものの、新規顧客開拓や設置工事関係の遅れ等による減少分を補いきれず、前連結会計年度より売上高が減少しております。

その結果当連結会計年度の業績につきましては、売上高17,663百万円（前期比0.4%減）となりました。利益面については、売上高の減少及びソフトウェア取得による償却費が増加したものの、その他の経費削減により、営業利益397百万円（前期比11.2%増）、経常利益495百万円（前期比10.4%増）、固定資産廃棄損を特別損失として計上した為、親会社株主に帰属する当期純利益271百万円（前期比7.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、グループの製造拠点である当社工場設備への投資が大半を占めており、設備投資等の総額は908百万円であります。内訳としては、主に製品用ソフトウェア、金型、検査装置等への投資となります。

(3) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関3行と総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、持続的な成長と企業価値向上を実現させるために、売上高の恒常的な伸びを確保し、安定的に収益を上げる企業体質への強化が不可欠であります。

また、新型コロナウイルス感染症に対する、ワクチン接種が開始されパンデミック収束への期待感はあるものの、変異株の発生が国際的な懸念となっており、景気回復への道筋には不透明感が否めません。

このような情勢のもと、当社グループは、競争力強化を図るとともに、市場での優位性と独自性を確保するため、以下の点を課題として取り組んでまいります。

営業面では、既存顧客との関係性を強化し、既存事業の収益性維持・向上に取り組めます。また、当社グループのコア技術である音声系システム製品の他、自社開発である製造IoTシステムの販売・他業種への販売展開及び国内製造拠点の強みを活かし、モノづくり事業であるODM/EMS事業の拡大を更に図り、新たな市場、新たな顧客の開拓を積極的に展開してまいります。

更に、モノ売りからサービスやシステム売りへの転換を図り、他社との協業も視野に入れた営業展開を図ります。

生産面では、生産性向上とトータルコストダウンにおいて確実に成果を出している「製造革新活動」の継続推進と水平展開を図るとともに、スマートファクトリー化においては、製造リードタイム短縮、自動化推進、作業効率化、物流の効率化、技能伝承、品質向上などをキーワードに展開してまいります。また、世界的な半導体需要急増により、調達リードタイムが長期化しており、この状況は暫く継続されると想定されます。よって、部品の調達方法の改善に加え、代替部品への置き換え等の設計変更を迅速に実施し、生産・出荷への影響を最小限に留めるべく推進してまいります。

開発面では、お客様ニーズにお応えするために、これまでになく付加価値を提供出来るよう、製品構想段階から営業部門と連携してお客様目線に立ち、スマート化をキーワードにした新たな製品開発を目指します。特に、テレワークを含めた業務支援、業務効率の向上を目的とする各種アプリケーションソフト及びIoT関連製品の開発に注力し、オフィス、工場、ヘルスケア市場を対象としたソリューションに取り組んでまいります。また、従来のビジネスホン・IP系製品・無線モ

ジュール等のシユアを拡大するために新機能の追加・改良に取り組んでまいります。更に、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすと言われている第5世代移動通信システム（5G）に関連した製品開発に取り組み、新たな商品の検討とそれを開発するための技術の習得・人材育成を行ってまいります。また、開発技術力の強化はもとより、開発業務の効率向上を図り、開発期間を短縮することで開発経費の削減に努めます。

コンプライアンスの体制面では、全てのステークホルダーから信頼されるよう、内部統制システムを更に充実させ、経営の健全性と業務執行の透明性を確保することで、企業の信頼性向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2018年3月期)	第78期 (2019年3月期)	第79期 (2020年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	18,865	18,066	17,735	17,663
経常利益 (百万円)	933	837	449	495
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	609	608	253	271
1株当たり当期純利益 (円)	138.48	137.95	57.25	61.35
総資産 (百万円)	23,262	23,321	22,580	24,228
純資産 (百万円)	17,813	18,220	17,731	18,522
1株当たり純資産額 (円)	4,042.51	4,127.54	4,006.62	4,176.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2. 第77期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、2017年10月1日付けで普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を第78期から適用しており、第77期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ナカヨ電子サービス株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	通信機器の販売および工事・保守
NYCソリューションズ株式会社	東京都港区	30百万円	100.0% (55.0%)	情報通信端末機器の販売および工事・保守

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは主として下記の製品の製造、販売を行っております。

製品区分	主要製品
ワイヤードネットワーク機器	デジタルボタン電話装置(ビジネスホン)、IP電話機、ISDN対応ターミナルアダプタ、構内交換装置、通報装置、DSU・ONU関連機器等
ワイヤレスネットワーク機器	事業所用コードレス電話機、IoT/M2M関連等
サービス & サポート	保守・工事、EMS事業、ソフト開発、プレス用金型、モールド用金型等

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社および前橋工場	群馬県前橋市
群馬工場	
東京本社	東京都港区
情報技術研究所	
西日本支社	大阪府大阪市
北日本事業所	秋田県能代市

② 主要な子会社

重要な子会社の状況に記載の通りです。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
745名	7名増

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で79名おります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
595名	9名増	43.7歳	18.1年

(注) 上記の他、臨時雇用者が期中平均で76名おります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,179,800株
(2) 発行済株式の総数 4,794,963株(自己株式360,268株を含む。)
(3) 株主総数 2,869名(前期末比227名減)
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株式会社ミライト	302	6.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	236	5.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	205	4.6
株式会社みずほ銀行	200	4.5
ナカヨ従業員持株会	182	4.1
光通信株式会社	126	2.8
群馬土地株式会社	102	2.3
株式会社グローセル	86	1.9
学校法人東海大学	84	1.9
株式会社ミライト・テクノロジーズ	73	1.6

(注) 当社は、自己株式360,268株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に交付した株式報酬の状況

区 分	株 式 数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	8,410株	4名

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 本 佳 己	
取 締 役	加 藤 英 明	常務執行役員管理統括本部長 中興香港有限公司董事
取 締 役	貫 井 俊 明	常務執行役員営業統括本部長兼西日本支社長 ナカヨ電子サービス株式会社取締役 NYCソリューションズ株式会社取締役
取 締 役	原 和 弘	常務執行役員業務本部長
取 締 役	北 寿 郎	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
取 締 役	江 口 武 夫	
取 締 役 (常勤監査等委員)	政 田 朴 之	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	土 屋 和 雄	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 北寿郎氏、江口武夫氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能にし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員 加藤正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役 北寿郎氏、江口武夫氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
当社は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 政田朴之氏、田中信義氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏は任期満了により退任し、このうち、政田朴之氏、土屋和雄氏及び加藤正憲氏が監査等委員である取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	98 (9)	77 (9)	8 (-)	12 (-)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	-	-	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	5 (3)	-	-	4 (3)

(4) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、業績給を支給しております。業績給においては、業績目標達成と持続的な成長を重視する観点から、連結売上高、連結営業利益、ROEの3種類を指標として採用し、17,663百万円（連結売上高）、397百万円（連結営業利益）、1.5%（ROE）の実績となりました。支給率については、それぞれの指標における年度予算の目標達成率及び対前年度比から支給率を決める評価指数を算定し、あらかじめ定められた基準額に乗ずることで、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うものとします。

<支給率の計算式>

①支給率を決める評価指数をSとします。

②KPIを以下のように定めます。

A：事業計画の売上高目標に対する実績の増減率

B：売上高の前年実績に対する増減率

C：事業計画の営業利益目標に対する実績の増減率

D：営業利益の前年実績に対する増減率

E：事業計画のROE目標に対する実績の増減率

F：ROEの前年実績に対する増減率

③計算式

$$S=1+(10A+20B+C+D+E+F)\div 6$$

④上限値、下限値の定め

$S>2.0$ となる時は固定値2.0を評価上限値とします。

$S\leq 0.5$ となる時は固定値0.5を評価下限値とします。

(5) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬を支給しております。譲渡制限付株式報酬においては、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有化を図ることを目的に、基準額を報酬額決定の取締役会前営業日の株価で計算し当社株式数を譲渡制限付で毎年7月に交付しております。また、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に社内規程等への重大な違反行為等を行った場合、交付した譲渡制限付株式報酬の全部又は一部の返還を請求できる制度を設けております。交付状況については、2. 株式に関する事項に記載の通りです。

(6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会において年額180百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、譲渡制限付株式40百万円以内）と決議しております。（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとする。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。

当社取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

当社監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第67回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

コーポレートガバナンスの基本方針に基づき、企業価値の持続的な成長を図るべく、当社の取締役の報酬等の原案作成を報酬委員会に諮問し、報酬委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、同規模の他企業との比較及び業績、職責、成果等を踏まえた水準とし、毎月の金銭報酬である固定給のほか、年度ごとの業績に連動する業績給、中長期的な企業価値に連動する譲渡制限付株式報酬で構成されています。各取締役の報酬額については、一般取締役の報酬額を基準とし、役職ごとに報酬額を決定しております。また、役職が上がるにつれて、固定給の割合を減らし、業績給及び譲渡制限付株式報酬の割合を増やす方針です。なお、業務執行から独立した社外取締役及び監査等委員である取締役は固定報酬のみとしています。

報酬の種類	代表取締役	役付取締役	一般取締役
固定給	55%	65%	70%
業績給（基準値）	30%	21%	17%
譲渡制限付株式報酬	15%	14%	13%

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公正性、透明性、客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、報酬委員会にて審議・承認した報酬案を尊重し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	北 寿 郎	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	出 席 状 況	発言状況および期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役	北 寿 郎	取締役会 13回中12回	長年にわたる業界に関する経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督を務めております。
取 締 役	江口 武夫	取締役会 13回中13回	経験豊富な経営者の視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督を務めております。
取 締 役 (監査等委員)	土屋 和雄	取締役会 13回中13回 監査役会 3回中 3回 監査等委員会11回中11回	経験豊富な経営者の視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただいております。
取 締 役 (監査等委員)	加藤 正憲	取締役会 13回中13回 監査役会 3回中 3回 監査等委員会11回中11回	公認会計士の専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、長年にわたり数社の取締役、監査役を務め、経営に携わってきた経験を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただいております。

- ③ 当社の子会社の役員を兼任している場合の子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等などが適切かどうかについて検討をした結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備に関する基本方針」)について、以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」並びに「リスク・コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守するための体制を整え、教育活動等を行い、違反行為を未然に防止する。
- ②代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンスにかかる対策等を検討し、社内に浸透させ、コンプライアンスの強化を図る。
- ③取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査等委員会に報告する。
- ④事業統制室は、内部監査の一環としてコンプライアンスの状況を定期的に監査、評価し、社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑤法令や定款等に違反する不正行為を発見した使用人等は、「内部通報制度規程」に基づく内部通報制度により、速やかに通報窓口に通報する。
- ⑥「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ②保管する文書等は、取締役から閲覧の要請があった場合には速やかに提出することとする。
- ③「情報セキュリティ基本方針」を定め、関連諸規程を整備し、情報資産を適切に管理し、信頼を確保する社会的な責務を認識し情報セキュリティの維持向上を図る。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として「リスク・コンプライアンス規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、ナカヨグループ企業全体のリスクマネジメント体制を整備する。
- ② 認識された各リスクに対してリスク管理責任者を決定し、規程に従って適切なリスクマネジメント体制を整備する。
また、リスク管理責任者は各々が担当するリスクについて、そのマネジメント体制の監督と、定期的な見直しを行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等外部の有識者からのアドバイスを受け迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制をとる。
また、不測の事態に対する事業継続計画を立案する。
- ④ 事業統制室は、内部監査の一環としてリスクマネジメントの状況を定期的に監査、評価し、社長及び監査等委員会に報告する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の下で、経営と業務執行の分離、責任と権限の明確化を図り、取締役会が経営戦略の策定や業務執行状況の監督等、本来の機能に専念できる体制を整備する。
また、取締役の人数を適正規模とすることでの確かつ迅速な意思決定を行う。
- ② 原則として毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行う。さらに必要に応じて臨時に取締役会を開催する。
- ③ 取締役会は中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し明確化する。
- ④ 取締役と執行役員で構成される常務会を毎週定例で開催し、経営戦略の立案や経営全般についての審議を通じ、執行役員業務と取締役業務の連携を図る。

- (5) **子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理を適切に行う体制を整備し、経営状況に関する報告を受けるものとする。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
監査等委員会がその職務を専従して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議し、専従して補助する使用人を置く。
- (7) **前号の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**
当該使用人は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (8) **監査等委員会の前6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
当該使用人は、監査等委員会の指揮命令の下に職務を行うものとする。
- (9) **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告する体制**
- ①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査等委員会に都度、速やかに報告するものとする。
 - ②監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。

(10) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- ①子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える事項及び法令で定める事項等については、監査等委員会に都度、速やかに報告するものとする。
- ②監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

(11) 前9号及び10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前9号及び10号により報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、迅速に対応をする。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、社内の主要な会議に出席できる。
- ②監査等委員会は、主要な稟議書その他の業務執行に関する記録を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ③監査等委員会は、事業統制室との意見、情報交換を通して連携を図り、実効的な監査業務を行い、必要に応じて報告を事業統制室に求める。
- ④監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合の場を持ち、意見、情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ⑤代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合の場を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ①善良なる企業市民として各種法令や社会的規範及び会社規程を遵守し、道徳観をもって社会的秩序維持に努めるとともに、反社会的な勢力及び団体に対しては、社会的正義を強く認識して対応する。
- ②基本的な考え方を掲げた「企業行動憲章」及び「従業員行動指針」を社内掲示するとともに携帯カードにして全グループ社員へ配布周知し、またホームページ上への開示を通じ社内外へ宣言するとともに、外部専門機関との連携を含む社内体制を整備し、契約書、利用規約などの見直しを行い、併せて有事の場合の対応方針を整備する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

当社及び子会社の役員及び使用人の行動の適正性を確保するために、企業理念、企業行動憲章、従業員行動指針、行動規範の周知、意識付けの徹底をしております。

リスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス事案及び内部通報事案の報告を行い、問題点の共有と対応策の検討を行っております。また、取締役及び使用人に対して、コンプライアンス教育を実施しております。

取締役は、法令遵守ツールにより自らの行動を点検し、定期的に監査等委員会へ報告しております。

(2) リスク管理に関する事項

当社及び子会社のリスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク管理責任者を定めております。リスク・コンプライアンス委員会では、各担当部門におけるリスクを明確にするとともに、認識されたリスクに対し評価、分析を行い、対策等を検討することで、リスクの低減及びその未然防止を図っております。

(3) 内部監査に関する事項

内部監査を担当する事業統制室は、子会社管理等のモニタリングを通じ、グループ全体の法令、社内規程等の遵守体制並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する状況を監査、評価し、監査結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

(4) 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行っており、当事業年度は、13回開催しております。

(5) 監査等委員会の職務執行に関する事項

監査等委員には社内の主要な会議への出席及び必要に応じて取締役又は使用人に対して説明等を求める機会を設けております。また、監査等委員会と会計監査人、代表取締役との会合の場を設定し、意見交換等を行うことで意思疎通を図り、監査の実効性を確保しております。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,329	流動負債	4,408
現金及び預金	6,377	支払手形及び買掛金	1,540
受取手形及び売掛金	6,177	電子記録債務	1,732
商品及び製品	833	未払金	404
仕掛品	406	未払法人税等	115
原材料及び貯蔵品	1,298	製品保証引当金	83
その他	243	賞与引当金	281
貸倒引当金	△7	その他	250
固定資産	8,898	固定負債	1,296
有形固定資産	2,711	繰延税金負債	774
建物及び構築物	1,198	その他	521
機械装置及び運搬具	302	負債合計	5,705
土地	984	(純資産の部)	
その他	225	株主資本	16,859
無形固定資産	901	資本金	4,909
ソフトウェア	901	資本剰余金	4,539
その他	0	利益剰余金	7,793
投資その他の資産	5,286	自己株式	△381
投資有価証券	2,974	その他の包括利益累計額	1,662
退職給付に係る資産	1,796	その他有価証券評価差額金	1,410
その他	517	退職給付に係る調整累計額	252
貸倒引当金	△2	純資産合計	18,522
資産合計	24,228	負債純資産合計	24,228

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,663
売上原価		14,181
売上総利益		3,481
販売費及び一般管理費		3,083
営業利益		397
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	78	
受取保険金	5	
その他の	36	120
営業外費用		
支払利息	0	
支払手数料	2	
投資事業組合運用損	8	
為替差損	4	
その他の	6	22
経常利益		495
特別損失		
固定資産廃棄損	40	40
税金等調整前当期純利益		455
法人税、住民税及び事業税	144	
法人税等調整額	39	183
当期純利益		271
親会社株主に帰属する当期純利益		271

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,909	4,535	7,742	△390	16,795
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			271		271
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		9	14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	4	50	9	64
当 期 末 残 高	4,909	4,539	7,793	△381	16,859

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	987	△51	936	17,731
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△221
親会社株主に帰属する当期純利益				271
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	422	303	726	726
当 期 変 動 額 合 計	422	303	726	790
当 期 末 残 高	1,410	252	1,662	18,522

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,680	流動負債	3,364
現金及び預金	3,577	支払手形	33
受取手形	26	買掛金	734
売掛金	5,839	電子記録債権	1,732
製品	353	未払金	330
仕掛品	385	未払費用	93
原材料及び貯蔵品	1,297	未払法人税等	49
前払費用	56	製品保証引当金	86
その他の他	151	賞与引当金	224
貸倒引当金	△6	その他の	80
固定資産	8,195	固定負債	644
有形固定資産	2,696	繰延税金負債	644
建物	1,164	負債合計	4,009
構築物	28	(純資産の部)	
機械及び装置	302	株主資本	14,502
車両運搬具	0	資本金	4,909
工具、器具及び備品	214	資本剰余金	4,534
土地	984	資本準備金	1,020
建設仮勘定	0	その他資本剰余金	3,513
無形固定資産	892	利益剰余金	5,440
ソフトウェア	727	利益準備金	305
ソフトウェア仮勘定	164	その他利益剰余金	5,135
その他の他	0	別途積立金	2,296
投資その他の資産	4,606	繰越利益剰余金	2,839
投資有価証券	2,877	自己株式	△381
関係会社株式	133	評価・換算差額等	1,363
前払年金費用	1,305	その他有価証券評価差額金	1,363
その他の他	289	純資産合計	15,866
資産合計	19,876	負債純資産合計	19,876

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		12,780
売 上 原 価		11,109
売 上 総 利 益		1,670
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,709
営 業 損 失		38
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	132	
雑 収 入	37	170
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	2	
固 定 資 産 廃 棄 損	2	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8	
為 替 差 損	4	
雑 損 失	0	17
経 常 利 益		113
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	40	40
税 引 前 当 期 純 利 益		73
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7	
法 人 税 等 調 整 額	6	14
当 期 純 利 益		59

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	4,909	1,020	3,509	4,530	305	2,296	3,001	5,602	△390	14,651
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△221	△221		△221
当 期 純 利 益							59	59		59
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			4	4					9	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	4	4	-	-	△162	△162	9	△148
当 期 末 残 高	4,909	1,020	3,513	4,534	305	2,296	2,839	5,440	△381	14,502

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	955	955	15,606
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△221
当 期 純 利 益			59
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	408	408	408
当期変動額合計	408	408	259
当 期 末 残 高	1,363	1,363	15,866

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社ナカヨ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高屋 友宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカヨの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカヨ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社ナカヨ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高屋 友宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカヨの2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行についてその方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席又は議事録の確認をし、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図るとともに、取締役会、その他重要会議に出席し子会社の事業の状況及び経営管理状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社ナカヨ 監査等委員会

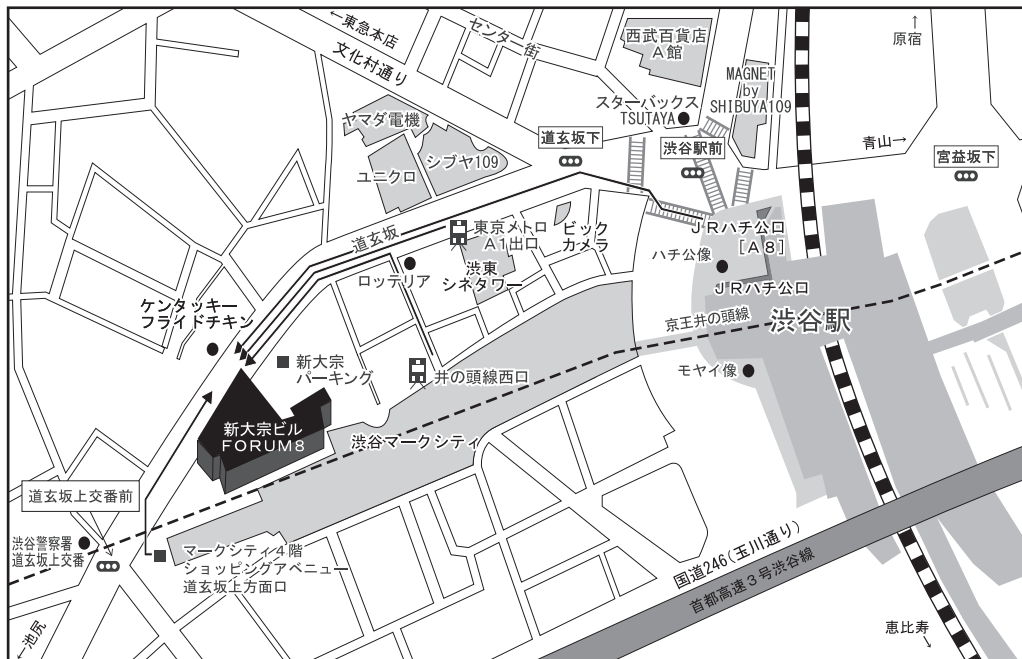
常勤監査等委員	政 田 朴 之 ㊟
監査等委員	土 屋 和 雄 ㊟
監査等委員	加 藤 正 憲 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 土屋 和雄 及び 加藤 正憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2020年6月25日開催の第79回定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から2020年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号
新大宗ビル8階 FORUM8 (フォーラムエイト)
コンファレンスルームB
TEL 03-3780-0008



- ※ JR渋谷駅ハチ公口[A8]より徒歩約5分
- 東京メトロ渋谷駅A1出口より徒歩約3分
- 京王井の頭線西口より徒歩約3分
- マークシティ4階ショッピングアベニュー道玄坂上方面口より徒歩約1分